

第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

1 課題

高齢になっても、元気に満ちあふれた活力のあるまちづくりを実現するためには、助け合いの精神を大切に、健康で生きがいをもって、安心して生活ができるまちづくりに努めなければなりません。

高齢者の多くは、介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活を送りたいと考えており、そのためには、一人ひとりがその人らしく生活が送れるよう医療や介護、福祉などが相互連携を強化していくほか、地域における見守り活動なども含めて一体的に提供していく「地域包括ケア体制の構築」が必要とされています。

さらに、要介護高齢者の増加に対応していくため、介護保険サービスの基盤整備についても、将来を見据えた的確な整備を推進していくことも必要です。

また、健康寿命を延ばすために、健康づくりや介護予防、これまでの知識や経験を生かした就労等の社会参加支援、さらに、地域においては高齢者が気軽に集える場の提供など多くの取り組みがなされていますが、高齢者が自立した暮らしをするためには、いっそうの充実が求められています。

2 基本理念

第5期しあわせプラン21の基本理念は、第3期、第4期しあわせプラン21のまとめとして、また、高齢者自らの健康づくりへの積極的な取り組み、高齢者の生活を支えている医療・保健・介護・福祉の連携に加えて、地域力を生かした地域包括ケアの推進が不可欠であることから、「ひたちなか市第2次総合計画基本構想」をふまえて、次のとおりとします。

元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり

3 基本方針

1 介護保険事業の充実

高齢者人口や要介護認定者の増加等を勘案して、要介護高齢者が可能な限り住みなれた地域で暮らせるよう支援する介護サービス基盤の整備を進めることが重要です。

そのため、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた整備を推進するとともに、在宅での生活を送ることが困難な重度の要介護者に関しては、既存施設の状況を十分ふまえたうえで介護保険施設等の整備を推進するとともに、平成26年度における介護保険施設の利用者は、要介護2以上の入所者について見込むものとし、その利用者数全体に対する要介護4以上の者の割合を70%以上とすることを目標とします。

2 介護予防施策等の推進

進展する高齢社会では、高齢者が要介護状態にならないよう健康づくり、あるいは要介護状態が悪化しないようにする「介護予防」の取組みを強力に推進することが重要です。

介護予防の取組みには、要介護認定者のうち軽度者を対象とした予防給付として実施されるもの、要支援、要介護になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施されているものなどがありますが、これらのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携し、心身の健康づくりへの取組みが実践されるよう努めていくとともに、介護予防や生活支援のための施策を推進します。

3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでおり、安心して生活を送ることができるよう地域全体で支え、地域の一員として生活できる体制づくりが必要です。

高齢化の進展や世帯の核家族化によるひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応していくため、地域包括支援センターを中心として、医療や介護サービス、福祉サービス等の関係者の連携を強化するとともに、自治会、民生委員、住民との協働による見守り活動など、地域包括ケアの理念に基づき、地域での支える体制づくりを構築します。

4 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、市民が認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくまちづくりが必要です。そのため、認知症に関する正しい知識等の普及に努めるとともに、介護する家族への支援に努めます。

また、認知症高齢者の権利擁護のため、成年後見制度等の普及啓発、利用の促進を図ります。

5 生きがいづくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることであり、住みなれた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることです。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

6 生活・居住環境の向上

高齢者が安心して生活が送れるようにするためには、生活環境や居住環境が整ったまちづくりが必要です。

平成23年3月11日の東日本大震災は、過去に例がない甚大な被害を本市にも及ぼしましたが、このような自然災害発生時におけるひとり暮らし高齢者等支援や交通安全対策、消費者被害防止など安心、安全な生活環境の向上に努めます。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、医療や介護、住宅が連携した住まいの供給を目的に創設された「サービス付き高齢者向け住宅」についても、民間事業者による整備促進に努めます。